

鳴門教育大学課外活動団体の認定運営等に関する要項

〔平成16年4月1日
学 長 裁 定〕

改正 平成22年3月24日

改正 平成29年3月29日

改正 平成31年3月18日

(目的)

第1 この要項は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における学生の課外活動団体の認定運営等について定め、もって学生の課外活動の健全な発展に資することを目的とする。

(認定)

第2 鳴門教育大学学生規則（平成16年規則第27号）第12条の規定に基づき設立の許可を受けた団体で、次の各号に該当するものは、課外活動団体として認定を受けることができる。

- (1) 本学の教育目的に沿い、かつ、課外活動を目的として組織されているものであること。
- (2) 全学の学生を組織の対象としていること。
- (3) 計画に基づき、日常的に活動するものであること。
- (4) 原則として10人以上の構成員を有するものであること。
- (5) 本学の専任の教授、准教授、講師又は助教を顧問教員としていること。

第3 課外活動団体として、新たに認定を受けようとするときは、当該団体の代表者は、別記様式の課外活動団体認定願を学長に提出しなければならない。

第4 学長は、課外活動団体として認定する場合は、課外活動団体会議（以下「団体会議」という。）の意見を聞き、学生支援委員会（以下「委員会」という。）の議を経るものとする。

(認定の効果)

第5 課外活動団体には、本学の課外活動の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の利用について、優先して便宜が与えられるものとする。

第6 課外活動団体は、本学の名称を冠して、対外試合その他対外活動に参加することができる。

(認定の取消し)

第7 学長は、課外活動団体が第2の各号の一に該当しなくなったときは、あらかじめ団体会議の意見を聞き、委員会の議を経て、当該課外活動団体の認定を取り消すことができる。

(団体会議)

第8 課外活動を自主的に運営するための学生の組織として、団体会議を置く。

第9 団体会議は、各課外活動団体の代表者1人をもって組織する。

第10 団体会議は、次の事項を協議する。

- (1) 課外活動の施設等の利用に関すること。
- (2) 課外活動団体の認定に関すること。

- (3) 課外活動団体が、共同して行う行事に関する事。
- (4) 学生会長が必要と認めた事。
- (5) その他課外活動に関する事。

第11 団体会議は、互選により議長及び副議長各1人を選出する。

第12 団体会議は、次の場合に議長が招集する。

- (1) 議長が必要と認めたとき。
- (2) 学生会長が要請したとき。
- (3) 構成員の3分の1以上の要請があるとき。

第13 団体会議において議事を決しようとするときは、構成員の2分の1以上が出席し、その過半数の同意を得なければならない。

(課外活動連絡会議)

第14 課外活動に関し、教員と学生の意見交換及び課外活動団体間の連絡調整を行うための組織として、課外活動連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

第15 連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員会の委員長及び委員2人
- (2) 課外活動団体の顧問教員3人
- (3) 団体会議から選出された者6人
ただし、文化系及び体育系各3人

第16 連絡会議は、次の事項について意見を交換する。

- (1) 課外活動団体の組織及び運営に関する事。
- (2) 団体会議の協議事項に関する事。
- (3) 課外活動の施設等の使用及び調整に関する事。
- (4) その他課外活動に関する事。

第17 連絡会議は、委員会の委員長が必要と認めたとき、又は団体会議から要請のあったときに、委員会の委員長が招集する。

(改正)

第18 この要項の改正は、委員会の議を経て学長が行う。

(事務)

第19 この要項の実施に関する事務は、教務部学生課において処理する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。